

令和2年10月16日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和2年8月3日付け厚生労働省発生食0803第3号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づくジエトフェンカルブに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

ジエトフェンカルブ

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：ジエトフェンカルブ [Diethofencarb (ISO)]

(2) 用途：殺菌剤

N-フェニルカルバメート系殺菌剤であり、ベンズイミダゾール系殺菌剤耐性菌に高い抗菌作用を示す。紡錘糸に結合し、細胞分裂を阻害することにより殺菌活性を示すと考えられている。

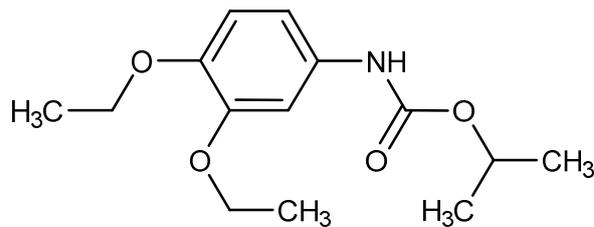
(3) 化学名及びCAS番号

Isopropyl (3,4-diethoxyphenyl) carbamate (IUPAC)

Carbamic acid, *N*-(3,4-diethoxyphenyl)-, 1-methylethyl ester

(CAS : No. 87130-20-9)

(4) 構造式及び物性



分子式	C ₁₄ H ₂₁ NO ₄
分子量	267.32
水溶解度	2.764 × 10 ⁻² g/L (25°C)
分配係数	log ₁₀ P _{ow} = 3.0 (25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名及び使用時期となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

(1) 国内での使用方法

① 25.0%ジェットフェンカルブ水和剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
きゅうり なす	灰色かび病	2000～ 3000倍	150～ 300 L/10 a	収穫前日 まで	5回以内	散布	5回以内
トマト いちご					6回以内		6回以内

② 25.0%ジェットフェンカルブ・25.0%ベノミル水和剤 (1)

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
小麦	赤かび病 葉枯症	1000～ 1500倍	60～150 L/10 a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	2回以内
豆類 (種実、ただし、 だいず、らっかせい を除く)	灰色かび病 菌核病 炭疽病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫14日 前まで	4回以内		4回以内
だいず	灰色かび病 菌核病 紫斑病 炭疽病				4回以内 (種子粉衣は 1回以内)		
たまねぎ	灰色かび病 灰色腐敗病			収穫7日 前まで	5回以内		5回以内
にら	白斑葉枯病				1回		1回
豆類 (未成熟、 ただし、えだまめを 除く)	灰色かび病 菌核病 炭疽病			収穫日前 まで	3回以内		3回以内
えだまめ	灰色かび病 菌核病 炭疽病 紫斑病						

② 25.0%ジェットフェンカルブ・25.0%ベノミル水和剤 (1) (つづき)

作物名	適用	希釈 倍数	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方 法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
茶	輪斑病 炭疽病 新梢枯死症 褐色円星病	1000倍	200～400 L/10 a	摘採14日 前まで	1回	散布	1回

③ 25.0%ジェットフェンカルブ・25.0%ベノミル水和剤 (2)

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方 法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
豆類 (種実、ただし、 だいず、らっかせい を除く)	灰色かび病 菌核病 炭疽病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫14日 前まで	4回以内	散布	4回以内
だいず	紫斑病	1000～ 2000倍					4回以内 (種子粉衣は 1回以内)
はくさい	菌核病	1000倍		収穫7日 前まで	2回以内		2回以内
キャベツ							3回以内
レタス	灰色かび病 菌核病			収穫3日 前まで	3回以内		5回以内
たまねぎ	灰色かび病 灰色腐敗病			収穫7日 前まで	5回以内		
にら	白斑葉枯病			1回	1回		
トマト	灰色かび病 菌核病			3回以内	3回以内		6回以内
ミニトマト	葉かび病 すすかび病						3回以内
なす	灰色かび病 菌核病 黒枯病			収穫前日 まで	3回以内		5回以内
きゅうり	灰色かび病 菌核病 炭疽病 褐斑病						

③ 25.0%ジェットフェンカルブ・25.0%ベノミル水和剤 (2) (つづき)

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方 法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
豆類 (未成熟、ただし、 えだまめを除く)	灰色かび病 菌核病 炭疽病	1000倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	散布	3回以内
えだまめ	灰色かび病 菌核病 炭疽病 紫斑病						
いちご	灰色かび病 炭疽病						
かき	落葉病 炭疽病 灰色かび病		200～700 L/10 a	収穫前日 まで			
茶	炭疽病 新梢枯死症 褐色円星病	1000～ 1500倍	200～400 L/10 a	摘採14日 前まで	1回		1回
	輪斑病						

④ 12.5%ジェットフェンカルブ・37.5%プロシミドン水和剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方 法	ジェットフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
みかん	灰色かび病	2000倍	200～700 L/10 a	開花期 ただし、 収穫30日 前まで	3回以内	散布	5回以内
トマト							6回以内
なす	菌核病	1500倍	150～300 L/10 a	収穫前日 まで	5回以内		5回以内
	灰色かび病	1500～ 2000倍					
きゅうり	灰色かび病 褐斑病	1500倍					
	菌核病						
レタス	菌核病 灰色かび病	1000～ 2000倍	収穫7日 前まで				
たまねぎ	灰色かび病						

④ 12.5%ジエトフェンカルブ・37.5%プロシミドン水和剤（つづき）

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	ジエトフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
いんげんまめ	灰色かび病 菌核病	1500倍	150～300 L/10 a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	4回以内
すいか	つる枯病	1500～ 2000倍			5回以内		5回以内
	菌核病	2000倍					
ふき	灰色かび病	1500倍	150～400 L/10 a	収穫14日 前まで	2回以内		2回以内
キウイフルーツ	貯蔵病害 (灰色かび病)	2000倍	200～700 L/10 a	収穫前日 まで	4回以内		4回以内
みつば	灰色かび病		-	収穫21日 前まで	1回		1回
つるむらさき	菌核病		150～300 L/10 a		2回以内		2回以内
にがうり	斑点病		100～300 L/10 a	収穫7日 前まで			

注) - : 規定されていない項目

⑤ 12.5%ジエトフェンカルブ・52.5%チオフアネートメチル水和剤

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジエトフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数
みかん	灰色かび病	1000～ 2000倍	200～700 L/10 a	開花期	5回以内	散布	5回以内
	そうか病	1000～ 1500倍		収穫7日 前まで			
かんきつ (みかんを除く)	灰色かび病	1500～ 2000倍		開花期			
	そうか病	1500倍		収穫21日 前まで			
ぶどう	灰色かび病	1000～ 1500倍		収穫45日 前まで	1回		
うめ	黒星病	1000倍		収穫21日 前まで	3回以内		3回以内
	灰色かび病	1000～ 1500倍		収穫7日 前まで			
かき	落葉病 炭疽病	1000倍					
	炭疽病			収穫開始 21日前まで	6回以内		
さやえんどう 実えんどう	灰色かび病	1500倍	100～300 L/10 a	収穫前日 まで	3回以内	3回以内	
ズッキーニ				収穫7日 前まで			
だいず	紫斑病	乾燥種子 重量の 0.5%	-	は種前	1回	種子 粉衣	4回以内 (種子粉衣は 1回以内)
		1000倍	100～300 L/10 a	収穫14日 前まで	3回以内	散布	

注) - : 規定されていない項目

⑤ 12.5%ジエトフェンカルブ・52.5%チオファネートメチル水和剤（つづき）

作物名	適用	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	ジエトフェンカルブ を含む農薬の 総使用回数			
いんげんまめ	灰色かび病	1000～ 1500倍	100～300 L/10 a	収穫14日 前まで	4回以内	散布	4回以内			
	菌核病	1000倍								
	炭疽病	1500倍								
あずき	灰色かび病	1000～ 1500倍								
	菌核病	1000倍								
	炭疽病 輪紋病	1500倍								
えだまめ	紫斑病 莢汚損症			収穫7日 前まで	3回以内		3回以内			
たまねぎ	灰色腐敗病	1000倍		5回以内	5回以内		5回以内			
トマト	灰色かび病 菌核病	1000～ 1500倍					3回以内	3回以内	6回以内	
ミニトマト	葉かび病	1500倍								
なす	灰色かび病 菌核病	1000～ 1500倍		収穫前日 まで	5回以内		5回以内	5回以内		
	黒枯病	1500倍								
きゅうり	褐斑病 炭疽病 灰色かび病 菌核病									
	すいか								炭疽病	収穫21日 前まで
	レタス		菌核病 灰色かび病							
キャベツ	菌核病									

(2) 海外での使用方法

① 25.0%ジエトフェンカルブフロアブル（米国）

作物名	適用	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法
バナナ	Sigatoka negra <i>Mycosphaerella fijiensis</i>	0.6～0.8 L/ha	収穫当日 まで	6回以内	散布 空中散布

3. 作物残留試験

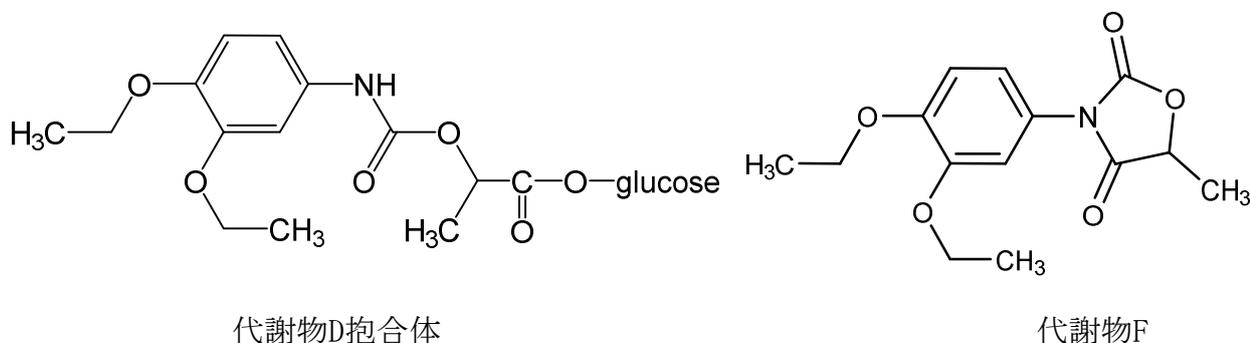
(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・ジエトフェンカルブ

- 2-(3,4-ジエトキシフェニルカルバモイルオキシ)プロピオニック酸の抱合体 (以下、代謝物D抱合体という)
- 3-(3,4-ジエトキシフェニル)-5-メチル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン (以下、代謝物Fという)



② 分析法の概要

i) ジエトフェンカルブ

試料からアセトン又はメタノールで抽出し、多孔性ケイソウ土カラムを用いて精製、もしくはジクロロメタン又は酢酸エチルに転溶する。必要に応じて、アセトニトリル/ヘキサン分配し、フロリジルカラム又はPSAカラム及びフロリジルカラムを用いて精製した後、高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ (GC-NPD) 又はアルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ (GC-FTD) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。グラファイトカーボン・NH₂積層カラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

または、試料からアセトン又はアセトニトリルで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラム、多孔性ケイソウ土カラム及びグラファイトカーボン・NH₂積層カラム、又はグラファイトカーボン・PSA積層カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又は液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム及びフロリジルカラム又は多孔性ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-NPD又はLC-MS/MSで定量する。

あるいは、試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタン又は酢酸エチルに転溶する。フロリジルカラム又はグラファイトカーボンカラム及びNH₂カラムを用いて精製した後、GC-FTD又はLC-MSで定量する。

定量限界 : 0.005~0.1 mg/kg

ii) 代謝物D抱合体

試料からメタノール・水（4：1）混液で抽出し、1 mol/L塩酸を加えて酢酸エチルに転溶する。薄層クロマトグラフを用いて精製した後、セルラーゼ及び0.05 mol/L酢酸緩衝液を添加して酵素処理を行い、代謝物D抱合体を代謝物Fとする。1 mol/L塩酸を加えてジクロロメタンに転溶し、フロリジルカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

iii) 代謝物F

試料からメタノールで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。シリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

【海外】

① 分析対象物質

・ ジェトフェンカルブ

② 分析法の概要

試料からメタノールで抽出し、*n*-ヘキサンで脱脂後、LC-MS/MSで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

4. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたジェトフェンカルブに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：42.7 mg/kg 体重/day

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI : 0.42 mg/kg 体重/day

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で甲状腺ろ胞細胞腺癌、雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫、雌雄で甲状腺ろ胞細胞腺腫及び腺癌の合計の発生頻度に有意な増加が認められたが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(2) ARfD

無毒性量 : 200 mg/kg 体重

(動物種) ラット

(投与方法) 強制経口

(試験の種類) 単回急性神経毒性試験

安全係数 : 100

ARfD : 2 mg/kg 体重

5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいてバナナに、EUにおいてトマト、ぶどう等に基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

ジエトフェンカルブとする。

植物体内運命試験の結果、果実において10%TRR^{注)}を超える代謝物として代謝物M及び代謝物Pが認められたが、ジエトフェンカルブの使用状況を確認するためには親化合物のみで十分であること、また、一部の作物残留試験において、代謝物D抱合体及び代謝物Fの分析が行われているが、いずれも定量限界未満であることから、残留の規制対象にはこれらの代謝物を含めず、ジエトフェンカルブのみとする。

注) %TRR : 総放射性残留物 (TRR、Total Radioactive Residue) 濃度に対する比率

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価対象

果実以外の作物はジエトフェンカルブとし、果実はジエトフェンカルブ、代謝物M及び代謝物Pとする。

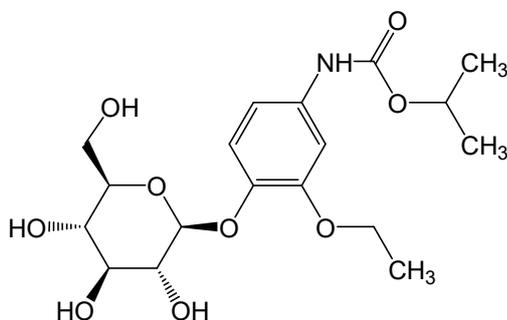
植物体内運命試験の結果、果実において10%TRRを超える代謝物として代謝物M及び代

代謝物Pが認められ、親化合物より濃度の高い場合もあること、また欧州食品安全機関（EFSA）の毒性評価によると代謝物M及び代謝物Pの毒性が親化合物と同程度の可能性があるとされていることから、果実の暴露評価対象をジエトフェンカルブ、代謝物M及び代謝物Pとする。

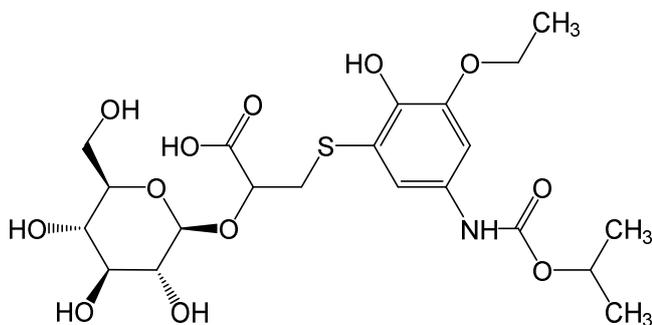
なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をジエトフェンカルブ（親化合物のみ）としている。

ぶどうにおける[$\text{Phe-}^{14}\text{C}$]標識体による代謝試験で10%TRRを超えたジエトフェンカルブ、代謝物M及び代謝物Pのそれぞれの濃度0.564、0.438及び0.608 mg/kgから変換係数2.9を算出した。

$$\text{変換係数} = (0.564 + 0.438 + 0.608) / 0.564 = 2.854$$



代謝物M(イソプロピル 3-エトキシ-4-β-グルコピラノシロキシカルバニレート)



代謝物P (2-β-グルコピラノシロキシ-3-[[3-(2-プロピロキシ)カルボニルアミノ-5-エトキシ-6-ヒドロキシフェニル]スルファニル]プロピオン酸)

(4) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	3.8
幼小児 (1～6歳)	8.2
妊婦	3.4
高齢者 (65歳以上)	4.4

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

<参考>

暴露評価対象が果実においてはジエトフェンカルブ、代謝物M及び代謝物Pであることから、代謝物M及び代謝物Pも含めて暴露評価を実施した。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	3.2
幼小児 (1～6歳)	9.9
妊婦	2.8
高齢者 (65歳以上)	4.0

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算式：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

果実については残留試験成績の平均値×変換係数(2.9)×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1～6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2参照。

注) 果実以外の作物は基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用いて短期摂取量を推計した。また、果実は基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) にそれぞれ変換係数(2.9) を掛けた値で短期摂取量を推計した。平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

ジエトフェンカルブの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) ^{注1)} 【ジエトフェンカルブ/代謝物D抱合体/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
小麦 (玄麦)	2	25.0%水和剤	1000倍散布 146, 150 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
だいず (乾燥子実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	8, 14, 21	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
	2		1000倍散布 150, 200 L/10 a		1, 7, 14, 28, 42	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
あずき (乾燥子実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14	圃場A:<0.01/-/- (3回, 14日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (3回, 14日) (#)
	2		1000倍散布 200 L/10 a		1, 7, 14, 28, 42	圃場A:0.02/-/- 圃場B:<0.01/-/-
いんげんまめ (乾燥子実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:<0.01/-/- (3回, 14日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (3回, 14日) (#)
	2		1000倍散布 150, 200 L/10 a		1, 7, 14, 28, 42	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
はくさい (茎葉)	6	25.0%水和剤	1000倍散布 194~215 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.01/-/- 圃場B:0.12/-/- 圃場C:0.16/-/- 圃場D:0.01/-/- 圃場E:0.02/-/- 圃場F:0.30/-/-
キャベツ (葉球)	2	12.5%水和剤	500倍散布 200, 250 L/10 a	6	3, 7, 14	圃場A:0.06/-/- (6回, 7日) (#) 圃場B:0.04/-/- (6回, 7日) (#)
	6	25.0%水和剤	1000倍散布 188~215 L/10 a			1, 3, 7, 14
レタス (茎葉)	4	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	5	7, 14	圃場A:*1.23/*<0.01/*<0.01 (*5回, 7日) (#) 圃場B:*0.08/*<0.01/*<0.01 (*5回, 7日) (#) 圃場C:2.66/-/- (5回, 7日) (#) 圃場D:0.02/-/- (5回, 7日) (#)
	6	25.0%水和剤	2000倍散布 190~220 L/10 a + 1000倍散布 199~213 L/10 a			2+3
ふき (茎部)	2	12.5%水和剤	1500倍散布 400 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A:0.44/-/- (4回, 7日) (#) 圃場B:0.86/-/- (4回, 7日) (#)
たまねぎ (鱗茎)	2	25.0%水和剤	1000倍散布 150 L/10 a	5	7, 14, 21	圃場A:<0.01/-/- 圃場B:<0.01/-/-
にら (茎葉)	3	25.0%水和剤	1000倍散布 171~181 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A:14.0/-/- 圃場B:2.79/-/- 圃場C:6.21/-/-
みつば (茎葉)	2	12.5%水和剤	2000倍散布 44~64, 100 L/10 a	1	14, 21, 28	圃場A:<0.05/-/- 圃場B:<0.05/-/-

ジエトフェンカルブの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) ^{注1)} 【ジエトフェンカルブ/代謝物D抱合体/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
トマト (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3, 6	1, 3, 7	圃場A:0.240/-/- (3回, 1日) 圃場B:0.322/-/- (3回, 3日)
	6	25.0%水和剤	2000倍散布 185~279 L/10 a + 1000倍散布 227~279 L/10 a	3+3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.75/-/- 圃場B:0.54/-/- 圃場C:0.32/-/- 圃場D:0.40/-/- 圃場E:0.45/-/- 圃場F:0.51/-/-
	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:0.36/-/- (3回, 3日) (#) 圃場B:0.08/-/- (3回, 3日) (#)
	3	25.0%水和剤	1000倍散布 189~206 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.92/-/- 圃場B:0.31/-/- 圃場C:0.42/-/-
	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3, 5	1, 3, 7	圃場A:0.164/-/- (3回, 1日) 圃場B:0.288/-/-
	6	25.0%水和剤	2000倍散布 193~289.9 L/10 a + 1000倍散布 182~289.9 L/10 a	2+3	1, 3, 7	圃場A:0.14/-/- 圃場B:0.03/-/- 圃場C:0.44/-/- 圃場D:0.08/-/- 圃場E:0.55/-/- 圃場F:0.58/-/-
なす (果実)	2	12.0%くん煙剤	くん煙処理 10 g/100 m ³	3, 5	1, 3	圃場A:0.012/-/- (5回, 1日) (#) 圃場B:<0.005/-/- (5回, 1日) (#)
	4	25.0%水和剤	2000倍散布 200~250 L/10 a	3, 5	1, 3, 7	圃場A:0.063/-/- (3回, 1日) 圃場B:0.233/-/- (3回, 1日)
	5			5	1, 3, 7, 36, 66 1, 3, 7, 28, 49	圃場C:0.24/<0.01/<0.01 圃場D:0.10/<0.01/<0.01
	6	25.0%水和剤	2000倍散布 194~228 L/10 a + 1000倍散布 189~211 L/10 a	2+3	1, 3, 7	圃場A:0.20/-/- 圃場B:0.31/-/- 圃場C:0.18/-/- 圃場D:0.18/-/- 圃場E:0.03/-/- 圃場F:0.18/-/-
	2	12.0%くん煙剤	くん煙処理 8 g/100 m ³	5	1, 3	圃場A:0.005/-/- (5回, 1日) (#) 圃場B:0.010/-/- (5回, 1日) (#)
	2	12.5%水和剤	1500倍散布 200, 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A:<0.05/-/- 圃場B:<0.05/-/-
ズッキーニ (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3, 5	21	圃場A:<0.01/-/- (5回, 21日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (5回, 21日) (#)
にがうり (果実)	2	12.5%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A:0.06/-/- 圃場B:0.06/-/-
さやえんどう (さや)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 6 1, 3, 7	圃場A:0.48/-/- (3回, 3日) (#) 圃場B:0.75/-/- (3回, 1日) (#)
	2	25.0%水和剤	1000倍散布 189, 190 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.73/-/- (3回, 3日) 圃場B:0.88/-/-
	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:0.06/-/- (3回, 7日) (#) 圃場B:0.02/-/- (3回, 7日) (#)
さやいんげん (さや)	3	25.0%水和剤	1000倍散布 167~181 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.93/-/- 圃場B:1.25/-/- 圃場C:1.44/-/-

ジエトフェンカルブの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【ジエトフェンカルブ/代謝物D抱合体/代謝物F】				
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数					
えだまめ (さや)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	3	6, 13, 20 7, 14, 21	圃場A:0.08/-/- (3回, 6日) (#) 圃場B:0.01/-/- (3回, 7日) (#)				
	3	25.0%水和剤	1000倍散布 220~289 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.27/-/- 圃場B:0.11/-/- 圃場C:2.27/-/-				
	2	12.5%水和剤	1500倍散布 300 L/10 a	3	1, 7, 14	圃場A:0.66/-/- (3回, 1日) (#) 圃場B:0.51/-/- (3回, 1日) (#)				
未成熟そらまめ (未成熟子実)	2	12.5%水和剤	1500倍散布 129~156, 150 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:<0.01/-/- (3回, 1日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (3回, 1日) (#)				
つるむらさき (茎葉)	2	12.5%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21, 29	圃場A:<0.1/-/-				
					14, 21, 30	圃場B:<0.1/-/-				
みかん (果肉)	2	12.0%くん煙剤	くん煙処理 17 g/100 m ³	3	139	圃場A:<0.005/-/- (#)				
					90	圃場B:<0.005/-/- (#)				
みかん (果皮)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 1000 L/10 a	3, 5	7, 14	圃場A:0.10/-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (5回, 7日) (#)				
					139	圃場A:0.27/-/- (#)				
みかん (果皮)	2	12.0%くん煙剤	くん煙処理 17 g/100 m ³	3	90	圃場B:0.13/-/- (#)				
					7, 14	圃場A:4.56/-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:1.66/-/- (5回, 7日) (#)				
みかん (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 1000 L/10 a	3, 5	7, 14	圃場A:0.92 ^{注2)} /-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:0.28 ^{注2)} /-/- (5回, 7日) (#)				
なつみかん (果肉)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 600 L/10 a	5	7, 14	圃場A:<0.01/-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:<0.01/-/- (5回, 7日) (#)				
なつみかん (果皮)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 600 L/10 a	5	7, 14	圃場A:3.28/-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:2.24/-/- (5回, 14日) (#)				
なつみかん (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 600 L/10 a	5	7, 14	圃場A:0.99 ^{注2)} /-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:0.68 ^{注2)} /-/- (5回, 14日) (#)				
						12.5%水和剤	1000倍散布 600, 611 L/10 a	5	14, 21, 42	圃場A:0.94/-/- (#) 圃場B:0.07/-/- (#)
ゆず (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 400, 500 L/10 a	5	7, 14	圃場A:0.38/-/- (5回, 7日) (#) 圃場B:0.04/-/- (5回, 7日) (#)				
						1000倍散布 400, 500 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:0.212/-/- (3回, 21日) (#) 圃場B:0.020/-/- (3回, 21日) (#)	
いちご (果実)	3	25.0%水和剤	2000倍散布 200~300 L/10 a	3, 6	1, 3, 7	圃場A:1.17/-/-				
					1, 3, 5	圃場B:1.23/-/- (6回, 3日)				
					1, 3, 7	圃場C:2.14/-/- (3回, 1日)				
ぶどう (果実)	2	25.0%水和剤	1000倍散布 250, 300 L/10 a	3, 5	7, 14	圃場A:1.88/-/- (6回, 3日) 圃場B:2.15/-/- (6回, 3日) 圃場C:1.06/-/-				
						25.0%水和剤	1000倍散布 400~450 L/10 a	3	1, 3, 7, 14	圃場A:0.606/-/- (3回, 14日) (#) 圃場B:1.58/-/- (3回, 14日) (#)
						25.0%水和剤	1000倍散布 400 L/10 a	3	7, 14, 21	圃場A:0.214/-/- (3回, 7日) 圃場B:0.374/-/- (3回, 7日)
かき (果実)	6	25.0%水和剤	1000倍散布 400~450 L/10 a	3	1, 3, 7, 14, 21	圃場A:0.40/-/- 圃場B:0.94/-/- (3回, 3日) 圃場C:0.20/-/- 圃場D:0.38/-/- 圃場E:0.45/-/- 圃場F:0.40/-/-				
						25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	2, 4	1, 3, 7	圃場A:0.02/-/- (4回, 1日) (#) 圃場B:0.02/-/- (4回, 7日) (#)
						25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	2, 4	1, 3, 7	圃場A:23.3/-/- (4回, 3日) (#) 圃場B:24.4/-/- (4回, 1日) (#)

ジエトフェンカルブの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) ^{注1)} 【ジエトフェンカルブ/代謝物D抱合体/代謝物F】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
キウイフルーツ (果実)	2	25.0%水和剤	2000倍散布 300 L/10 a	2, 4	1, 3, 7	圃場A: 3.40 ^{注2)} /-/- (4回, 3日) (#)
						圃場B: 3.16 ^{注2)} /-/- (4回, 1日) (#)
茶 (荒茶)	2	25.0%水和剤	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: 1.74/-/-
						圃場B: 0.58/-/-
茶 (浸出液)	2	25.0%水和剤	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: 1.30/-/-
						圃場B: 0.47/-/-

-: 分析せず

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) 果肉及び果皮の重量比から計算した。

ジェットフェンカルブの作物残留試験一覧表(米国)

農作物	試験圃場数	試験条件			経過日数	残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数		
バナナ (果実・無袋)	12	25.0% SC剤	185~205 g ai/ha (0.16~0.18 lb ai/acre) 散布	6	0, 1, 3, 5, 7, 10	圃場A:<0.01 ^{注2)}
					0	圃場B:<0.01 ^{注2)}
						圃場C:<0.01 ^{注2)}
						圃場D:0.02 ^{注2)}
						圃場E:<0.01 ^{注2)}
						圃場F:<0.01 ^{注2)}
						圃場G:<0.01 ^{注2)}
						圃場H:0.02 ^{注2)}
						圃場I:0.07 ^{注2)}
						圃場J:<0.01 ^{注2)}
						圃場K:<0.01 ^{注2)}
						圃場L:<0.01 ^{注2)}
						0, 1, 3, 5, 7, 10

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) 果肉及び果皮の重量比から計算した（果肉：果皮=55.8：44.2）。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
大豆	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.04	0.1	○			<0.01,0.02(あずき)、 <0.01,<0.01(いんげんまめ)
えんどう	0.05	0.1	○			(大豆参照)
そら豆	0.05	0.1	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.05	0.1	○			(大豆参照)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5				※1
クレソン	5	5				※1
はくさい	0.6		申			0.01~0.30(n=6)
キャベツ	0.1	5	○			<0.01~0.05(n=6)
きょうな	5	5				※1
その他のあぶらな科野菜	5	5				※1
エンダイブ	5	5				※1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	5	○・申			0.16~8.45(＃)(n=6)
その他のきく科野菜	2	5	○			0.44,0.86(＃)(¥)(ふき)
たまねぎ	0.05	5	○			<0.01,<0.01(¥)
にんにく		5				
にら	30		申			2.79,6.21,14.0
みつば	0.2	5	○			<0.05,<0.05(¥)
トマト	2	5	○			0.32~0.75(n=6)
ピーマン	5	5				※1
なす	2	5	○			0.03~0.58(n=6)
その他のなす科野菜	5	5				※1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	5	○			0.03~0.31(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	5	○			<0.05,<0.05(¥)(ズッキーニ)
しろり		5				
すいか	0.05	5	○			<0.01,<0.01(＃)(¥)
メロン類果実		5				
その他のうり科野菜	0.3	5	○			0.06,0.06(¥)(にがうり)
オクラ		5				
未成熟えんどう	3	5	○			0.73~1.5(n=4)※2
未成熟いんげん	4	5	○・申			0.93,1.25,1.44
えだまめ	6	5	○			0.11~2.27(n=5)※2
その他の野菜	6	5	○			(えだまめ参照)
みかん		5	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.28,0.92(＃)(¥)
なつみかんの果実全体	2	5	○			0.05,0.63(＃)(¥)※2
レモン	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
グレープフルーツ	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
ライム	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	5	5				※1
日本なし	5	5				※1
西洋なし	5	5				※1
うめ	0.5	5	○			0.010,0.106(#)(¥)※2
いちご	5	5	○			1.06,1.88,2.15
ぶどう	5	5	○			0.606,1.58(#)(¥)
かき	2	5	○			0.20~0.94(n=6)
バナナ	0.1	0.1			0.10	【<0.01~0.07(n=12)(米国)】
キウイー		5	○			
キウイー(果皮を含む。)	5		○			1.58,1.70(#)(¥)※2
その他の果実		5				
茶	5	5	○			0.58, 1.74(¥)(荒茶)
その他のスパイス	10	10	○			1.66,4.56(#)(¥)(みかん果皮)

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートトランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品区分を別途新設すること等に伴い、食品区分を削除したものについては、斜線で示した。

「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、登録又は申請の適用の範囲内で試験が行われていない。

(¥)作物残留試験結果の最大値を基準値設定の根拠とした。

※1)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持する。

※2)未成熟えんどう、えだまめ、なつみかんの果実全体、うめ及びキウイー(果皮を含む)については、プロポーショナルティ(propportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

ジエトフェンカルブの推定摂取量 (単位: µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
小麦	0.05	0.01	3.0	0.6	2.2	0.4	3.5	0.7	2.5	0.5
大豆	0.05	0.01	2.0	0.4	1.0	0.2	1.6	0.3	2.3	0.5
小豆類	0.04	0.013	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
えんどう	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そら豆	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の豆類	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	5●	5	8.5	8.5	3.0	3.0	15.5	15.5	14.0	14.0
クレソン	5●	5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
はくさい	0.6	0.103	10.6	1.8	3.1	0.5	10.0	1.7	13.0	2.2
キャベツ	0.1	0.025	2.4	0.6	1.2	0.3	1.9	0.5	2.4	0.6
きょうな	5●	5	11.0	11.0	2.0	2.0	7.0	7.0	13.5	13.5
その他のあぶらな科野菜	5●	5	17.0	17.0	3.0	3.0	4.0	4.0	24.0	24.0
モンダイブ	5●	5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	2.332	144.0	22.4	66.0	10.3	171.0	26.6	138.0	21.5
その他のきく科野菜	2	0.65	3.0	1.0	0.2	0.1	1.2	0.4	5.2	1.7
たまねぎ	0.05	0.01	1.6	0.3	1.1	0.2	1.8	0.4	1.4	0.3
にら	30	7.667	60.0	15.3	27.0	6.9	54.0	13.8	63.0	16.1
みつば	0.2	0.05	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
トマト	2	0.495	64.2	15.9	38.0	9.4	64.0	15.8	73.2	18.1
ピーマン	5●	5	24.0	24.0	11.0	11.0	38.0	38.0	24.5	24.5
なす	2	0.303	24.0	3.6	4.2	0.6	20.0	3.0	34.2	5.2
その他のなす科野菜	5●	5	5.5	5.5	0.5	0.5	6.0	6.0	6.0	6.0
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.6	0.18	12.4	3.7	5.8	1.7	8.5	2.6	15.4	4.6
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2	0.05	1.9	0.5	0.7	0.2	1.6	0.4	2.6	0.7
すいか	0.05	0.01	0.4	0.1	0.3	0.1	0.7	0.1	0.6	0.1
その他のうり科野菜	0.3	0.06	0.8	0.2	0.4	0.1	0.2	0.0	1.0	0.2
未成熟えんどう	3	1.018	4.8	1.6	1.5	0.5	0.6	0.2	7.2	2.4
未成熟いんげん	4	1.207	9.6	2.9	4.4	1.3	0.4	0.1	12.8	3.9
えだまめ	6	1.232	10.2	2.1	6.0	1.2	3.6	0.7	16.2	3.3
その他の野菜	6	1.232	80.4	16.5	37.8	7.8	60.6	12.4	84.6	17.4
みかん (外果皮を含む。)	2	1.74	35.6	31.0	32.8	28.5	1.2	1.0	52.4	45.6
なつみかんの果実全体	2	0.986	2.6	1.3	1.4	0.7	9.6	4.7	4.2	2.1
レモン	2	0.986	1.0	0.5	0.2	0.1	0.4	0.2	1.2	0.6
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	0.986	14.0	6.9	29.2	14.4	25.0	12.3	8.4	4.1
グレープフルーツ	2	0.986	8.4	4.1	4.6	2.3	17.8	8.8	7.0	3.5
ライム	2	0.986	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
その他のかんきつ類果実	2	0.986	11.8	5.8	5.4	2.7	5.0	2.5	19.0	9.4
りんご	5●	14.5	121.0	350.9	154.5	448.1	94.0	272.6	162.0	469.8
日本なし	5●	14.5	32.0	92.8	17.0	49.3	45.5	132.0	39.0	113.1
西洋なし	5●	14.5	3.0	8.7	1.0	2.9	0.5	1.5	2.5	7.3
うめ	0.5	0.1682	0.7	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.9	0.3
いちご	5	4.9213	27.0	26.6	39.0	38.4	26.0	25.6	29.5	29.0
ぶどう	5	3.1697	43.5	27.6	41.0	26.0	101.0	64.0	45.0	28.5
かき	2	1.3398	19.8	13.3	3.4	2.3	7.8	5.2	36.4	24.4
バナナ	0.1	0.0493	1.3	0.7	1.5	0.7	1.6	0.8	1.9	0.9
キウイ (果皮を含む。)	5	4.756	11.0	10.5	7.0	6.7	11.5	10.9	14.5	13.8
茶	5	0.885	33.0	5.8	5.0	0.9	18.5	3.3	47.0	8.3
その他のスパイス	10	3.11	1.0	0.3	1.0	0.3	1.0	0.3	2.0	0.6
計			869.3	743.6	565.8	686.7	843.6	697.3	1031.9	943.6
ADI比 (%)			3.8	3.2	8.2	9.9	3.4	2.8	4.4	4.0

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法: 基準値案×各食品の平均摂取量

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

果実については変換係数 (2.9) を乗じた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いてEDI試算をした。

ジェトフェンカルブの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
小麦	小麦	0.05	○ 0.01	0.0	0
大豆	大豆	0.05	○ 0.01	0.0	0
小豆類	いんげん	0.04	○ 0.01	0.0	0
だいこん類 (ラディッシュを含む。)	だいこんの葉	5	5	41.3	2
はくさい	はくさい	0.6	○ 0.3	3.9	0
キャベツ	キャベツ	0.1	○ 0.05	0.5	0
きょうな	きょうな	5	5	16.7	1
その他のあぶらな科野菜	たかな	5	5	39.2	2
	菜花	5	5	13.8	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	レタス類	15	○ 8.45	47.7	2
たまねぎ	たまねぎ	0.05	0.05	0.4	0
にら	にら	30	30	40.4	2
みつば	みつば	0.2	0.2	0.2	0
トマト	トマト	2	○ 0.75	8.2	0
ピーマン	ピーマン	5	5	12.8	1
なす	なす	2	○ 0.58	3.7	0
その他のなす科野菜	とうがらし (生)	5	5	8.1	0
	ししとう	5	5	5.1	0
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.6	○ 0.31	2.0	0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	かぼちゃ	0.2	0.2	2.0	0
	ズッキーニ	0.2	0.2	1.4	0
すいか	すいか	0.05	0.05	1.6	0
その他のうり科野菜	とうがん	0.3	0.3	5.1	0
	にがうり	0.3	0.3	2.4	0
未成熟えんどう	未成熟えんどう (さや)	3	○ 1.5	2.4	0
	未成熟えんどう (豆)	3	○ 1.5	2.5	0
未成熟いんげん	未成熟いんげん	4	4	7.8	0
えだまめ	えだまめ	6	○ 2.27	5.8	0
その他の野菜	ずいき	6	○ 0.3	3.0	0
	もやし	6	○ 0.3	0.7	0
	れんこん	6	○ 0.3	1.9	0
	そら豆 (生)	6	○ 0.3	0.9	0
みかん (外果皮を含む。)	みかん	2	5.8	54.2	3
なつみかんの果実全体	なつみかん	2	5.8	72.1	4
レモン	レモン	2	5.8	12.2	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	2	5.8	54.5	3
	オレンジ果汁	2	○ 0.986	9.8	0
グレープフルーツ	グレープフルーツ	2	5.8	99.8	5
	きんかん	2	5.8	13.9	1
	ぼんかん	2	5.8	61.0	3
	ゆず	2	5.8	9.2	0
	すだち	2	5.8	9.1	0
りんご	りんご	5	14.5	207.2	10
	りんご果汁	5	14.5	153.5	8
日本なし	日本なし	5	14.5	219.4	10
西洋なし	西洋なし	5	14.5	203.4	10
うめ	うめ	0.5	1.45	2.0	0
いちご	いちご	5	14.5	55.3	3
ぶどう	ぶどう	5	14.5	195.3	10
かき	かき	2	○ 2.726	39.0	2
バナナ	バナナ	0.1	○ 0.203	2.3	0
キウイー (果皮を含む。)	キウイー	5	14.5	82.1	4
茶	緑茶類	5	○ 0.885	0.5	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁 (値が100を超える場合は有効数字2桁) とし四捨五入して算出した。

○：果実以外の作物は残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用いて短期摂取量を推計した。また、果実は作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) にそれぞれ変換係数(2.9) を乗じた値を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値又は暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値を使用した。果実については変換係数(2.9) を乗じた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いて試算をした。

ジエトフェンカルブの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重 /day)	ESTI/ARfD (%)
小麦	小麦	0.05	○ 0.01	0.0	0
大豆	大豆	0.05	○ 0.01	0.0	0
はくさい	はくさい	0.6	○ 0.3	4.7	0
キャベツ	キャベツ	0.1	○ 0.05	0.8	0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	レタス類	15	○ 8.45	83.0	4
たまねぎ	たまねぎ	0.05	0.05	0.9	0
にら	にら	30	30	63.2	3
トマト	トマト	2	○ 0.75	20.4	1
ピーマン	ピーマン	5	5	32.7	2
なす	なす	2	○ 0.58	9.1	0
きゅうり(ガーキンを含む。)	きゅうり	0.6	○ 0.31	4.5	0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	かぼちゃ	0.2	0.2	3.2	0
すいか	すいか	0.05	0.05	4.3	0
未成熟えんどう	未成熟えんどう(さや)	3	○ 1.5	1.9	0
	未成熟えんどう(豆)	3	○ 1.5	2.7	0
未成熟いんげん	未成熟いんげん	4	4	16.1	1
えだまめ	えだまめ	6	○ 2.27	6.4	0
その他の野菜	もやし	6	○ 0.3	1.3	0
	れんこん	6	○ 0.3	3.1	0
みかん(外果皮を含む。)	みかん	2	5.8	158.8	8
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	2	5.8	156.3	8
	オレンジ果汁	2	○ 0.986	17.6	1
りんご	りんご	5	14.5	465.4	20
	りんご果汁	5	14.5	489.1	20
日本なし	日本なし	5	14.5	416.9	20
うめ	うめ	0.5	1.45	5.0	0
いちご	いちご	5	14.5	156.6	8
ぶどう	ぶどう	5	14.5	443.9	20
かき	かき	2	○ 2.726	57.0	3
バナナ	バナナ	0.1	○ 0.203	7.8	0
茶	緑茶類	5	○ 0.885	0.9	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARfD(%)の値は、有効数字1桁(値が100を超える場合は有効数字2桁)とし四捨五入して算出した。

○：果実以外の作物は残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用いて短期摂取量を推計した。また、果実は作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)にそれぞれ変換係数(2.9)を掛けた値を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値又は暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値を使用した。

果実については変換係数(2.9)を乗じた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いて試算をした。

(参考)

これまでの経緯

平成 2年 11月 7日	初回農薬登録
平成 17年 11月 29日	残留農薬基準告示
平成 24年 8月 21日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成 26年 11月 28日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：小麦及び茶）
平成 27年 1月 8日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について追加要請
平成 27年 5月 12日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 28年 1月 28日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成 28年 9月 16日	残留農薬基準告示
平成 30年 9月 12日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：はくさい、レタス等）
平成 31年 4月 17日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和 元年 7月 30日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和 2年 9月 18日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和 2年 9月 24日	薬事・食品衛生審議会へ諮問

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝 埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民 公立大学法人大阪大阪市立大学大学院医学研究科
環境リスク評価学准教授
佐々木 一昭 国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
永山 敏廣 学校法人明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一 元 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
吉成 浩一 静岡県公立大学法人静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申（案）

ジエトフェンカルブ

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.04
えんどう	0.05
そら豆	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
クレソン	5
はくさい	0.6
キャベツ	0.1
きょうな	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5
エンダイブ	5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注4)}	2
たまねぎ	0.05
にら	30
みつば	0.2
トマト	2
ピーマン	5
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.6
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
すいか	0.05
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.3
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	6
その他の野菜 ^{注7)}	6
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	2
りんご	5
日本なし	5

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	5
うめ	0.5
いちご	5
ぶどう	5
かき	2
バナナ	0.1
キウイー（果皮を含む。）	5
茶	5
その他のスパイス ^{注9)}	10

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。